

令和6年能登半島地震により被災された加入者の皆さまへ

この度の災害により被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地域の皆さま、関係の方々の一日も早い安全確保と復旧・復興を心よりお祈りいたします。

今回の地震で被災され、災害救助法の適用となった地域にお住いの方につきましては、下記の取り扱いができることとなっております。

《健康保険被保険者証等がない場合でも病院・診療所で受診ができます。》

健康保険被保険者証を紛失または自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合、下記の情報を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・電話番号等連絡先
- ・被保険者の勤務する事業所名

【災害救助法の適用地域】

最新の適用状況については、「内閣府 防災情報のページ」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html